

令和元年度

第9回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和元年10月24日

芽室町教育委員会

会 議 錄

令和元年 10 月 24 日第 9 回芽室町教育委員会会議を芽室町中央公民館 2 階図書資料室で開催した。

○開会時間 16 時 00 分

○閉会時間 16 時 46 分

○出席委員	教育長職務代理者	西 村 嘉 博
	委員	山 口 祥 子
	委員	田 口 聰 明
	委員	鳥 本 和 宏

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程 野 仁
	学校教育課長	松 浦 智 幸
	社会教育課長	日 下 勝 祐
	給食センター長	土 田 雅 敏
	図書館長兼図書館係長	藤 澤 英 樹
	学校教育課総務係長	中 田 雅 彦
	学校教育課学校教育係長	一 色 真由美
	社会教育課社会教育係長	大 石 秀 人
	社会教育課社会教育係主査	村 島 志津佳
	社会教育課スポーツ振興係長	大 橋 肇

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 前会議録の承認
日程第3 教育長の報告
日程第4 報告第17号 教育長職務代理者指名の件
日程第5 報告第18号 中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」実施の件
日程第6 報告第19号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第7 報告第20号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第8 報告第21号 区域外就学認定の件（非公開）
日程第9 報告第22号 社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者募集停止の件
日程第10 議案第37号 芽室町地域学校協働本部規則制定の件

◎日程第1 「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は5名でありますので、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第9回教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名」であります。本会議の会議録署名委員は、山口祥子委員とします。

◎日程第2 「前会議録の承認」

○程野教育長 では、日程第2「前会議録の承認」であります。

別紙議事録のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。
(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 御異議なしと認め、承認いたしました。

◎日程第3 「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」ということであります。

2点お話をさせていただきます。

一つは、10月3日木曜日、十勝合同庁舎で行われました令和元年度十勝管内公立小中学校教職員人事推進会議の件で、簡単に御報告申し上げます。

ポイントは、令和2年度当初人事異動計画の重点でありますけれども、中堅層の特別指定校への異動を促進する。特別指定校とは、広尾とか陸別とか、それから足寄、本別にもかかりますけれども、4年から5年で異動するサイクルになっている学校であります。中堅層を移動促進させる

計画であります。

あわせてブロック間の異動促進し、年齢構成の適正化を図る。

さらには本年度末の定年退職者は無年金期間の 4 年間となるため、昨年度より再任用の希望者が増えるものではないかという見込みであるというお話をありました。

この後、10月 30 日に管理職に係る当初人事の局と教育長の協議がスタートして、それから一般も含めて人事協議がスタートする形になっていきます。

教頭の次年度の候補者については 11 名指定をということであります。簡単であります。報告といたします。

二つ目につきましては、先日の 16 日、17 日に委員の皆様にも同行いただいた視察研修の関係であります。

上士幌町、釧路市の視察研修、どちらとも C S にかかる具体的な理論と実践がわかるような研修であり、本町の C S の推進に大変有効な研修ができたというふうに思っております。本町でも、間もなく地域学校協働本部が立ち上がりますけれども、それに向けても実践に生かしていきたいと考えます。

2 点報告とさせていただきます。

この件で何か質疑ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、各課から報告をお願いします。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 学校教育課所管事業の主なものについて、御報告をさせていただきます。

10月 1 日ですけれども、委員の皆様御承知のとおり、1 日から新教育長として程野教育長の辞令交付式が町長室で行われております。また、田口委員につきましても新たな任期ということで、辞令交付式が町長室で行われております。

当日は夜に新教育長、それから前任教育長の退任慰労及び新任歓迎会を開催しております。

もう 1 点御報告させていただくのは、10月 18 日金曜日ですけれども、十勝教育局の大橋局長、松井次長、西川教育支援課長の同席のもと、それぞれ記載の学校において学校訪問が行われております。内容は児童生徒の授業も当然参加いただいたのですけれども、学校経営、また学力向上などについて御指導、御助言等を賜っているところでございます。

以上、学校教育課の報告を終わります。

○程野教育長 続けて、社会教育課長。

○日下社会教育課長　社会教育課所管事業の主なものについて説明いたします。

10月5日、芽室町図書館祭りが開催されております。

同じく10月10日から11日にかけまして、帯広市で北海道社会教育研究大会十勝大会が開催され、総勢480名、芽室町からは9名出席してございます。

10月13日、ヴォレアス北海道バレーボールクリニックということで、小中学生を対象に行いまして、児童生徒62人が参加してございます。

また、19日には北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定に基づく事業としてベースボールアカデミーを開催し、小学生78名が参加をしております。

以上です。

○程野教育長　学校教育課、社会教育課の報告がございましたが、何か質疑等ございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長　それでは、日程第3の教育長の報告含め全て承認していただいたということにしたいと思います。

○日程第4「報告第17号教育長職務代理人指名の件」

○程野教育長　それでは、日程第4「報告第17号教育長職務代理人指名の件」でございます。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長　日程第4「報告第17号教育長職務代理人指名の件」について、御報告をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、本年10月1日付で西村嘉博委員を教育長職務代理人に指名をいたしましたので、その御報告をさせていただきます。

以上であります。

○程野教育長　本件について、質疑ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長　では、報告のとおりといたします。

○日程第5「報告第18号中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」実施の件」

○程野教育長　日程第5「報告第18号中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」実施の件」。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長　日程第5「報告第18号中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」実施の件」について、御報告をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

本年度の飛び出す教育委員会・子どもトークにつきましては、ここに記載のとおり目的、出席者等については記載のとおりです。実施日時につきましては、芽室中学校は11月29日、上美生中学校は10月31日、西中学校は11月18日となっております。

それぞれ記載のとおり公民館集合で、各生徒会と4時からトークを開始する予定となっております。

なお、トークの内容につきましては、5番目になりますとおりテーマとして①から③までそれぞれ記載のとおりとなっております。

なお、この子どもトーク終了後に学校のほうからは学力向上の取り組みについての説明をいただく予定となっております。

当日のこのトークに際しましては、各教育委員の皆様にはそのときの子供たち、生徒会の皆さん、生徒の皆さん発言内容などを踏まえまして、それぞれ御質問ですとか御意見、また感想含めて御発言をいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

○程野教育長　本件について質疑等ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長　それでは、報告のとおりよろしくお願ひいたします。

○日程第6「報告第19号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長　日程第6「報告第19号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長　日程第6「報告第19号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について、御報告をさせていただきます。

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づきまして、必要な援助を行うことといったので、御報告をさせていただきます。

2ページをお開き願いたいと思います。

10月3日現在での申請世帯といたしましては3世帯、そのうち認定世帯が2世帯。内訳は準要保護世帯で、経済的困窮世帯が1世帯と生活保護廃止世帯が1世帯となっております。

また、収入基準等で不認定世帯が 1 世帯となっております。

準要保護の認定者数につきましては、表のとおり芽室小学校の 4 年生が 1 人と芽室西中学校の 1 年生が 1 人。不認定になった方につきましては、芽室小学校 6 年生が 1 人となっております。

これら 10 月の認定者数を含めました総括表につきましては、3 ページに記載のとおりです。

申請世帯は先月よりも 3 世帯増の 198 世帯、認定世帯につきましては 2 世帯増の 166 世帯。準要保護世帯につきましては 2 世帯増の 163 世帯で、内訳としては経済的困窮世帯が 2 世帯増の 85 世帯、生活保護廃止世帯が 1 世帯増の 2 世帯となっております。

また、不認定世帯についても 2 世帯増の 30 世帯となっております。

準要保護認定者数の一覧につきましては、表にありますとおり小学校、中学校それぞれ 1 人ずつ追加となっておりまして、トータルで 252 名の認定者数となっております。

右上の最近 5 年間の認定世帯数の状況にありますとおり、5 月 1 日現在の児童生徒数に対する割合でいきますと、14.4% の認定率となっております。

なお、表の下段のほうにあります準要保護不認定数についても、先月よりも 1 名増のそれぞれ小学校で 32 名、トータルで 48 人となっております。

以上で、報告を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はありますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、報告のとおりといたします。

◎日程第 7 「報告第 20 号芽室町奨学金貸付の件」

○程野教育長 日程第 7 「報告第 20 号芽室町奨学金貸付の件」につきましては、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 1 号に規定する公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、非公開といたします。

以下、非公開

◎日程第 8 「報告第 21 号区域外就学認定の件」

○程野教育長 日程第 8 「報告第 21 号区域外就学認定の件」、これについても前件同様、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項

に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(「よろしいです」と発する声あり)

○程野教育長 非公開とさせていただきます。
以下、非公開

◎日程第9「報告第22号社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者募集停止の件」

○程野教育長 日程第9「報告第22号社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者募集停止の件」の説明をお願いします。
社会教育課長。

○日下社会教育課長 日程第9「報告第22号社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者募集停止の件」について、御説明いたします。

申しわけございません。資料を配付させていただきたいと思います。

本件につきましては、8月27日開催の第7回教育委員会会議で茅室町公の施設に係る指定管理者選定の件で決定いただいた社会教育施設の指定管理について、令和2年から3年間を指定期間として募集するとしましたが、この募集を取りやめ、現行の指定管理者による管理期間を1年延長することといたしました。

理由は、ただいま配付させていただきました資料に記載しておりますけれども、令和5年から供用開始を予定しております新温水プールの建て替えなのですけれども、この温水プールの業者については、設計、建設、運営を一括して行うD B O方式といって、デザイン、ビルド、オペレートですね、この設計、建設、運営、これを一括して担う業者というのを令和2年度、来年選定する予定でございます。

当初の予定どおり令和2年から3年間、本年指定管理業者を募集した場合には、新しい施設の業者選定と新プールの供用を開始する予定の令和5年度の2回施設管理者が交代する可能性があると。そのことから、施設運営や利用サービスなどについて混乱が生じることが懸念される。

こういったことから、今回の募集を取りやめて、来年、令和2年に行うプールのD B O方式による業者選定により決定した業者に令和3年、令和4年の2年間は指定管理業務を、令和5年以降の新プールを含めた社会体育施設全体の管理運営を行う業者として決定したいと、こういった理由から今回の募集については停止をするという決定をいたしたところであります。

下段の表をちょっと見ていただきたいのですけれども、本来、一番上、施設管理運営体制等とあって指定管理業務となっておりますけれども、本来は平成29年から令和元年までの3年間であったもの、これが本来の

期間がありました。現在の指定管理者が行っているもの、これを、その下を見ていただいて黒矢印、これが本来の期間で、白矢印で 1 年間延長する。令和 2 年度の欄を見ていただくと、下に温水プールの建て替え事業で来年業者が決まるという、この年になります。

令和 3 年、4 年、5 年となるのですけれども、令和 3 年のところに一番上に「D」と書いてあるのがデザイン、設計ですね。令和 4 年のビルト、これが建設。令和 5 年以降の「O」と書いてあるのがオペレート。これらを担う業者が来年決めるものですから、この業者に 3 年、4 年の施設管理と 5 年以降のプールを含めた社会施設全体の維持管理をしていただこうと、こういう決定をしたということでございまして、こういうことから今回の募集停止に至ったというものでございます。

以上、報告を終わります。

○程野教育長 本件について質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○西村教育長職務代理者 今現在指定されている体育館といろいろな体育施設の指定管理者をとりあえず 1 年間というのは理解できるのだけれども、これは温水プールの指定管理者が D B O 方式ということで、ここが今の体育施設関係を全部の指定管理を一手に引き受けるということなのか、内容としては。

○程野教育長 社会教育課長。

○日下社会教育課長 そのとおりでございまして、来年決まるプールの設計、それから建設、オペレート、運営を担う業者が来年決まります。本来であれば、3 年間の指定管理者を募集していたとすれば、ここの上の指定管理業務のところ、R4 年まで例えば A という会社が受けたとします。来年プールを担う業者を決めるのですけれども、それが B という会社になった場合、A は R4 年度までの業務しかしない、B は R5 年度からの業務をするということで、A の会社が管理をしている期間にもう次の会社が決まっているということになります。

そういうものが、やはり施設の管理上、サービスの提供上、余りよろしくないのではないかということで、来年決まる業者にプール建設前の 2 年間も社会体育施設全般を管理していただく。プール建設予定の令和 5 年以降、プールも含めた社会体育施設全部を管理していただくという考え方であります。

○程野教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について報告のとおりといたします。

◎日程第 10 「議案第 37 号芽室町地域学校協働本部規則制定の件」

○程野教育長　日程第 10 「議案第 37 号芽室町地域学校協働本部規則制定の件」について、説明をお願いします。

社会教育課長。

○日下社会教育課長　日程第 10 「議案第 37 号芽室町地域学校協働本部規則制定の件」について、説明いたします。

本件は、9 月 26 日開催の第 8 回教育委員会議において、協議案として御説明させていただいたものであります。

内容についての変更はございませんが、字句等の整理を一部行っております。

17 ページに芽室町地域学校協働本部規則であります。

第 1 条は設置で、名称を「めむろ郷育・夢育応援団本部」とすること。

第 2 条は目的、第 3 条に構成などということで記載をさせていただいております。

この第 3 条の 2 で応援団本部員の任期は 1 年とすると。また、3 において会長は、教育長を当てるということ。

また、第 4 条の協働本部の役割を記載してございます。この中で(3)地域学校協働活動推進員、CS コーディネーターを配置するということ、また、統括的な地域学校協働活動推進員、統括 CS コーディネーターを配置するといったことを記載してございます。

18 ページ、第 5 条では CS コーディネーターについて記載をしておりまして、活動内容に関すること等々を記載してございますが、各学校運営協議会に 1 人配置するということで定めるものであります。

また、第 6 条、統括 CS コーディネーターについての記載でありますけれども、前条第 5 条で配置される CS コーディネーターの統括役ということで 1 名を配置しようとするものでございます。

また、第 7 条では、地域学校協働活動ボランティアについて記載をしてございまして、(1)から(5)に掲げる支援活動のほか、(6)でこれらの支援のほかに学校の要請に応じて協働本部が必要と認める支援ということで定めてございます。

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行しようとするもので、以上がこの地域学校協働本部でありますけれども、この地域学校協働本部はコミュニティ・スクール推進の両輪であります学校運営協議会と地域学校協働活動、この地域学校協働活動を行うための組織であり、事業推進に向けた体制整備を図ろうとするものであります。

19 ページ、芽室町地域学校協働本部に関する要綱ということで、地域学校協働活動の報償費について定めるものでございまして、第 2 条で 1

会議出席当たり 1,500 円。これは学校運営協議会の規則に準じて同様と定めようとするものであります。

これにつきましても令和元年 11 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質問はございますか。

○鳥本委員 C S のコーディネーター、これから募集するのか。ある程度の方にお願いするような形になっているのか。学校単位で 1 名ずつ配属するような形になっているのか。そこを教えてもらえますか。

○程野教育長 社会教育課長。

○日下社会教育課長 C S コーディネーターについては、これまでさまざまな各関係団体の方々と協議をさせていただいている中で、ぜひ御協力いただきたいということについては、これまでも、これからもお願いしていくこうと思っておりますが、公募させていただいて、応募のあった方の中から選考したいと考えております。

また、各学校運営協議会ごとにということではありますけれども、中学校単位を考えてございますので、3名の方を予定しているということです。

○程野教育長 コーディネーターを公募して、協議会については中学校単位の配置ということです。

よろしいですか。

別件でございますか。

細かいところなのですが、第 4 条の上の協働本部の役割、自分で作っていて何なんですが、これ応援団本部のほうがいいですかね。応援団本部できていますよね。括弧書きの第 4 条の上、協働本部の役割になっているのですけれども。

そして 18 ページの第 7 条の(6)も、ここだけ協働本部にしてしまっているので、応援団本部と統一したほうが。

○日下社会教育課長 第 1 条で、以下、応援団本部と言うと書いてありますね。

○程野教育長 ちょっと 2 力所、統一した表現ということで、第 4 条の上の括弧の部分については、協働本部から応援団本部。それから、第 7 条の(6)の後半、協働本部を応援団本部。地域学校協働本部が本町では、めむろ郷育・夢育応援団本部ということで、その後を応援団本部と統一していることから、そのように修正させていただきたいと思います。

ここはよろしいでしょうか。

この後、もし同じような言葉の並びでご意見あれば、修正させていた

だきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 そのほか、質疑ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、原案どおり可決いたしました。

議事日程は終了いたしましたが、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、事務局から今後の日程等について説明お願いします。

○事務局 今後の日程について、本日配付の資料を説明いたします。

11月教育委員会会議は11月26日火曜日15時30分から公民館2階図書資料室で行います。

その他ですけれども、10月26日、芽室西小学校学習発表会。

以下、10月27日が芽室小学校、11月16日が芽室南小学校で学習発表会が行われます。

同じく10月26日、令和元年度十勝教育を考える集いが13時から中札内村で行われます。12時に公民館前を出発いたします。

次に、11月2日から4日までが第66回町民文化展が公民館で行われます。

11月9日、第42回芽室町青少年健全育成町民集会が13時30分、公民館大ホールで行われます。

続きまして、子どもトークですけれども、先ほど議案でも報告させていただきましたけれども、10月31日、上美生中学校、11月18日、芽室西中学校、11月29日、芽室中学校となっております。

11月22日、十勝管内の教育委員研修会が15時から帯広市で行われます。まだ正式通知は来ておりませんけれども、正式通知があり次第、また御連絡いたします。

11月27日、西部十勝教育委員会連絡協議会の教育委員研修会が本年は新得町で行われます。こちらも正式通知がまだ来ておりませんので、後ほど通知したいと思っております。

以上です。

○程野教育長 それでは、以上をもちまして第9回教育委員会会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

会議録署名 教育長 程野仁

会議録署名 教育委員 山口祥子